

祕

(甲)

戰役ニ關スル一般的措置(例)

宣戰布告前

- (一) 外交々涉ノ經過、時局ニ關シ奏上
- (二) 時局ノ經過並政府ノ執リタル措置綱要通牒
- (三) 時局ニ關スル通牒(外、内、陸、海、鐵、其他關係廳)

(乙) 宣戰布告

- (一) 宣戰詔勅
- (二) 國交斷絶ノ件告示(内閣告示)
- (三) 臨時議會召集

丙

- (四) 敵國船舶拿捕免除ニ關スル勅令公布
- (五) 各省大臣ハ夫々必要ナル訓令省令ヲ發ス
- (六) 捕獲審檢所及高等捕獲審檢所開設ノ件公布

宣戰布告後

- (一) 戒嚴宣告(勅令)(樞密院御諮詢)
- (二) 敵國外交使節引揚ノ件告示

佐野

一

御前會議

二

時局ニ關スル通牒

時局ニ關シ政府ノ執リタル措置ニ關シ通牒シ且ツ各官廳ノ決意ト應急準備ヲ執ラシム

三 宣戰布告

(イ) 樞密院御諮詢奏請一裁可一公布

(ロ) 國交斷絕ノ告示

四

臨時議會召集

五 左記勅令ノ制定

(イ) 必要アラバ敵國船舶拿捕免除ニ關スル件

内

閣

六

(ロ) 捕獲審檢所開設ノ件

必要アラバ戒嚴宣告